

令和7年度 豊島区 中小企業支援事業補助金

申請要領

豊島区では、下表の事業に取り組む区内の中小企業者・個人事業主等に対して経費の一部を補助します。必ず本紙をご確認のうえ、ご申請ください。

申請書類等のダウンロード先や問い合わせ先はP19(最終ページ)よりご確認ください。

(注意) 開業支援コースと経営安定コースの併用はできません。

	開業支援 コース	経営安定 コース	コラボチャレンジ コース	展示会等出展 コース
概要	創業初期から創業後に必要な経費の一部を補助	事業活動の継続および発展に必要な経費の一部を補助	事業者同士のコラボレーションによる商品やサービスの開発に必要な経費の一部を補助	展示会等の出展小間料及び装飾に必要な経費の一部を補助
補助対象 経費	●販路開拓・拡大 ●デジタル化推進 ●専門家活用	●販路開拓・拡大 ●デジタル化推進 ●専門家活用 ●人材育成 ●リスクリング費用	●企画 ●開発 ●販売	●出展小間料 ●装飾・電飾費用
補助額	20 万円	15 万円	20 万円	20 万円
補助率	2/3	1/2	1/2	1/2
事前相談 (ビジサポ)	必要 (補助金相談)	不要	必要 (販路開拓・拡大 相談)	不要
制度詳細 (該当ページ)	P3～P6	P7～P11	P12～P14	P15～P18
補助要件や注意事項について記載しておりますので、必ずご確認ください。				

申請受付期間 ※受付期間中であっても、予定件数に達し次第終了となります。

①開業支援コース

令和7年5月12日(月)～令和8年1月30日(金)

②経営安定コース

令和7年5月12日(月)～令和8年1月30日(金)

③コラボチャレンジコース(交付申請時は未着手であることが条件です)

【交付申請】令和7年5月12日(月)～令和8年1月30日(金)

【実績報告】令和8年3月13日(金)まで

④展示会等出展コース(交付申請時は会期前であることが条件です)

【交付申請】令和7年5月12日(月)～令和8年1月30日(金)

【実績報告】令和8年3月31日(火)まで

1. 概 要

主に創業初期から成長期の区内中小企業者等を対象に、*特定創業支援プログラムの受講およびとしまビジネスサポートセンターの専門相談員による助言・指導を経て、創業後に必要な経費の一部を補助します。

*特定創業支援プログラムとは？

創業に必要なスキルである「経営」「財務」「労務」「販路拡大・開拓」の4つの知識を身に付けるプログラムです。既定のプログラムを受講したのちに、証明書を発行・交付しています。

※詳細は以下リンク先または二次元コードよりご確認ください。

https://www.toshima-biz.com/02_kigyo_02tokutei.html

【こんな方におすすめ】

- ✓ 創業間もない方で経営の基礎知識を身に付けたい方
- ✓ 専門相談員(補助金コーディネーター)による申請サポートを受けたい方



2. 対象者 以下の要件を全て満たしている必要があります。

- ☐ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であり、大企業が実質的に参画していないこと(個人事業主も対象です)。
- ☐ 個人事業主の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書を提出しており、区内に主たる事業所を有すること。法人の場合は、区内に本店登記地を有すること。
- ☐ 区内で3か月以上かつ5年未満事業を営んでいること。
- ☐ 直近の法人(個人)都民税、事業税を滞納していないこと。
- ☐ フランチャイズ契約(一定の地域内で商標等の営業の象徴となる標識を用いて事業を行う権利を付与する契約をいう。)を締結して事業を営んでいないこと。
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体ではないこと。
- ☐ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業、その他区長が補助金の交付対象として社会通念上適切ではないと認められるものでないこと。
- ☐ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営んでいないこと。
- ☐ 政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。

また、以下のいずれかに該当する場合は、補助対象外とします。

- ☐ 同一の経費を対象として、豊島区および他の公的機関から同種の補助金等の交付を受けているもの、もしくは今後受ける予定があるもの。
- ☐ 豊島区経営安定支援事業補助金(P7～P11)の利用を予定している、または利用しているもの。
- ☐ その他区長が適切でないと認めるもの。

3. 補助要件(申請の制限)

- ☐ 同一事業者に対する補助金の交付は、同一年度で1回に限る。
(1人の方が複数事業を営んでいる場合、申請は法人個人問わず1事業者までに限る。)
- ☐ 補助金を受けようとするものの親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係にある会社、役員および社員を兼用している会社、代表者の三親等以内の親族が営んでいる会社等)との取引に要する経費ではないこと。

4. 補助対象期間(指定期間)

令和7年4月1日から令和8年1月20日までに支払及び設置が完了するもの。

5. 補助限度額

最大 20 万円(税抜)

※単価 1,000 円未満(税抜)の品は補助対象外です。

※補助対象経費が 1 万円未満(税抜)は補助対象外です。

6. 補助率

補助対象経費(税抜)の3分の2(千円未満は切り捨て)

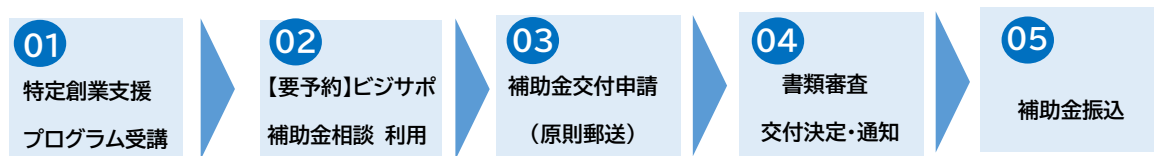
7. 申請受付期間

令和7年5月12日(月)から令和8年1月30日(金)17時 まで

※ 受付期間中であっても、予定件数に達し次第終了します。

※ 終了時は区ホームページなどでお知らせいたします。

8. 申請の流れ



01.規定のプログラムを受講後に、区が発行する証明書の取得が必要です。

※過去に取得済の方の再受講は不要です。

02.ビジサポの「補助金相談」にてコーディネーターの助言・指導を受けてください。

※必ずしも助言・指導通りに申請いただく必要はありません。

また、申請前にビジサポホームページ内「ビジサポパブリシティ」に自社の商品やサービスについて掲載いただきます。※詳細：[https://toshima-biz.com/12 busipub 01kigyo.html](https://toshima-biz.com/12_busipub_01kigyo.html)

03.申請は必着でお願いします。(令和8年1月31日以降到着のものは一律補助対象外)

04・05.書類審査の関係でお振込みまで2か月程度いただく場合がございます。

補助対象	備考(条件・対象外など)
① 販路開拓・拡大 経費	
■ *1*2*3*4 広告宣伝費 店頭等の看板外注経費、チラシ・パンフレット等の外注経費、ポスティング・DM等の発送委託、新聞・雑誌・インターネット(SNSを含む)の広告掲載料、*5 自社ホームページの新規作成・更新費用、自社 PR 動画制作の外注経費	*1 手数料(成約手数料等)、材料調達費、区広報物への広告掲載に係る経費、ノベルティ等の作成に係る経費、事業 PR を含まない経費は対象外とする。 *2 求人広告、広告掲載委託及び投稿代行、第三者への投稿依頼、広告宣伝に係るコンサルティング費用、営業リストの購入費、営業代行、名刺交換会、交流会等、広告宣伝費として認められない経費については対象外とする。 *3 ポスティングや DM 発送等の経費は、契約書を提出できない場合対象外とする。 *4 ハード機器類等は一律対象外とする。 *5 更新は年度内 1 回に限る。ただし、更新前のホームページの様子がわかる写真を提出できない場合は対象外とする。
② デジタル化推進 経費	
■ ハード機器類の購入および利用 *1 パソコンまたはタブレットの購入および利用、電子決済用レジ端末の導入経費 ■ ソフトウェア類の購入および利用 *2 各種ソフトウェアの購入および利用、クラウドサービス利用料 ライセンス登録料 等	*1 事業用で使用するものに限る。またパソコンとタブレットはいずれか 1 台までとする。 *2 汎用性の高いもの(word・Excel・ウイルス対策ソフト・PDF 編集用ソフト等)は一律対象外とする。
③ 専門家活用 経費	
■ *1*2*3 専門家相談料および申請代行料 創業に関する手続き等について、*1 専門家に相談および申請代行業を依頼した際の費用 等 ■ 東京都中小企業振興公社が実施する「専門家派遣事業」の相談料	*1 専門家とは以下を指し、それ以外の専門家相談料は補助対象外とする。 弁護士、弁理士、社会保険労務士、行政書士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、中小企業診断士、不動産鑑定調査士(申請者が上記に属する場合、同業者への相談料は補助対象外とする。) *2 専門家相談料及び申請代行料は、専門家が専門とする相談・申請代行のみに限る。 *3 顧問報酬は契約書、臨時相談は相談に係る専門家の報告書がない場合は対象外とする。

【その他 主な対象外経費】

交通費、宿泊費、飲食費、光熱水費、人件費、通信料、雑費等の間接経費、租税公課、振込手数料、送料、保険料、賃料・会場使用料、区外事業所に係る経費、自身が経営する会社への支払い経費、クーポン等の割引や各種ポイントで購入した経費、フリマアプリやオークションサイトで購入した経費、その他申請内容から事業に関係ないと読み取れる経費

■ 申請書類 ※原則郵送申請(レターパック等の記録が残る方法でご郵送ください)

No	法 人	個 人
1	補助金交付申請書(第 1 号様式)、別紙 1、別紙 2～6(申請する部分のみ)※1	
2	直近の法人都民税・事業税の納税証明書の写し(減免事業者の場合は、減免決定通知書)※2	直近の個人事業主の納税証明書の写し(非課税の場合は、直近の所得税確定申告書の写し)※2
3	履歴事項全部証明書の写し(発行 3 か月以内のもの、ネット取得は不可)	個人事業の開業・廃業等届出書の写し及び豊島区内の事業所が確認できる書類※3
4	豊島区の特定創業支援プログラムを受講したことの証明書の写し	
5	別紙 7 ビジサポパブリシティへの掲載申込書	
6	補助対象経費の支払いおよび内訳が確認できる書類(コピー可)※4	
	■ 現金払い	領収書またはレシート(以下のとおり宛名書きがあるもの) 法人:会社名または代表取締役名のみ有効 個人:屋号または個人事業主名のみ有効
	■ 振込払い	ご利用明細票・振込依頼書・通帳の該当箇所の写し など
	■ ネットバンキング払い	入出金明細照会、実行結果 など (申請者と取引相手、取引金額が分かるもの)
	■ クレジットカード払い	利用明細または WEB 明細、領収書 など
7	返信用封筒 ※書類審査終了後に「交付決定通知書」送付用に使用いたします。 (申請者の郵便番号・住所・氏名を記載し 110 円切手 を貼付した、長形 3 号サイズ)	

◆申請時の注意事項【必ずご確認ください】

内容を修正する場合は、訂正印をお願いします。消せるボールペン及び修正液は使用しないでください。

※1 代表者印を 2 か所押印してください。(法人は代表取締役印、個人は代表者印)。

※2 「**領収証書**」は**不可です**。新型コロナウイルスの影響などのご事情があり、徴収(納税)猶予を受けている場合は、徴収(納税)猶予許可通知等の写しを提出してください。創業まもなく、決算期末到来の場合は提出不要です。

※3 個人事業の開業・廃業等届出書に豊島区内の事業所住所が記載されている場合は、個人事業の開業・廃業等届出書のみご提出ください。豊島区内の主たる事業所が確認できる書類は、事業所の記載がある確定申告書の写し・賃貸借契約書の写し・営業許可証の写しなどを指します。

※4 法人の場合は、役員や従業員等の個人名義で支払った経費は対象外です。
個人の場合は、代表者名義に限ります。

1. 概 要

区内中小企業者等に対し、事業活動の継続および発展に必要な経費の一部を補助することで、社会情勢の変化等に左右されないよう、経営基盤の安定をサポートします。

【こんな方におすすめ】

- ✓ 申請したい商品やサービスなどが決まっている方
- ✓ 専門相談員のサポートを必要としない方

2. 対象者 以下の要件を全て満たしている必要があります。

- ☐ 中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者であり、大企業が実質的に参画していないこと(個人事業主も対象です)。
- ☐ 個人事業主の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書を提出しており、区内に主たる事業所を有していること。法人の場合は、区内に本店登記地を有すること。
- ☐ 区内で 3 か月以上事業を営んでいること。
- ☐ 直近の法人(個人)都民税、事業税を滞納していないこと。
- ☐ フランチャイズ契約(一定の地域内で商標等の営業の象徴となる標識を用いて事業を行う権利を付与する契約をいう。)を締結して事業を営んでいないこと。
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 条)第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体ではないこと。
- ☐ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業、その他区長が補助金の交付対象として社会通念上適切ではないと認められるものでないこと。
- ☐ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営んでいないこと。
- ☐ 政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。

また、以下のいずれかに該当する場合は、補助対象外とします。

- ☐ 同一の経費を対象として、豊島区および他の公的機関から同種の補助金等の交付を受けているもの、もしくは今後受ける予定があるもの。
- ☐ 豊島区開業支援事業補助金(P3～P6)の利用を予定している、または利用しているもの。
- ☐ その他区長が適切でないと認めるもの。

経営安定コース

3. 補助要件(申請の制限)

- 同一事業者の交付申請は年度内2回までとする。

ただし、補助限度額については年度内で 15 万円とする。

また、1 回の申請につき、補助対象経費が1万円未満(税抜)の場合は、補助対象外とする。

(1 人の方が複数事業を営んでいる場合、申請は法人個人問わず 1 事業者までに限る。)

- 補助金を受けようとするものの親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係にある会社、役員および社員を兼用している会社、代表者の三親等以内の親族が営んでいる会社等)との取引に要する経費ではないこと。

4. 補助対象期間(指定期間)

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 20 日までに支払及び設置が完了するもの。

5. 補助限度額

最大 15 万円(税抜)

※単価 1,000 円未満(税抜)の品は補助対象外です。

※補助対象経費が 1 万円未満(税抜)は補助対象外です。

6. 補助率

補助対象経費(税抜)の2分の1(千円未満は切り捨て)

7. 申請受付期間 ※受付期間中であっても、予定件数に達し次第終了します。

令和 7 年 5 月 12 日(月)から令和 8 年 1 月 30 日(金)17 時 まで

8. 申請の流れ



01.補助限度額に達するもしくは 2 回まで申請が可能です。※1 万円以上(税抜)/回

02・03.書類審査の関係でお振込みまで 2 か月程度いただく場合がございます。

経営安定コース

補助対象	備考(条件・対象外など)
① 販路開拓・拡大 経費	
■ *1*2*3*4 広告宣伝費 店頭等の看板外注経費、チラシ・パンフレット等の外注経費、DM・新聞・雑誌・インターネット(SNSを含む)の広告掲載料、自社ホームページの新規作成・*5 更新、自社 PR 動画制作の編集外注経費	*1 手数料(成約手数料等)、材料調達費、区広報物への広告掲載に係る経費、ノベルティ等の作成経費、事業 PR を含まない経費は対象外とする。 *2 求人広告、広告掲載委託及び投稿代行、第三者への投稿依頼、広告宣伝に係るコンサルティング費用、営業リストの購入費、営業代行、名刺交換会、交流会 など、広告宣伝費として認められない経費については対象外とする。 *3 ポスティングや DM 発送等の経費は、契約書を提出できない場合対象外とする。 *4 ハード機器類等は一律対象外とする。 *5 更新は年度内 1 回に限る。ただし、更新前のホームページの様子がわかる写真を提出できない場合は対象外とする。
② デジタル化推進 経費	
■ *1 電子決済用レジ端末の導入経費 ■ *1 ソフトウェア類の購入および利用 *2 各種ソフトウェアの購入および利用、クラウドサービス利用料、ライセンス登録料 等	*1 左記以外のハード機器類及びタブレット端末は一律補助対象外とする。 *2 汎用性の高いもの(word・Excel・ウイルス対策ソフト・PDF 編集用ソフト等)は一律対象外とする。
③ 専門家活用 経費	
■ *1*2*3 専門家相談料および申請代行料 自社の経営全般に関することについて、専門家に相談および申請代行業を依頼した際の費用 等 ■ 東京都中小企業振興公社が実施する「専門家派遣事業」の相談料(交付額最大 5 万円)	*1 専門家とは以下を指し、それ以外の専門家相談料は補助対象外とする。 弁護士、弁理士、社会保険労務士、行政書士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、中小企業診断士、不動産鑑定調査士(申請者が上記に属する場合、創業者への相談料は補助対象外とします。) *2 専門家相談料及び申請代行料は、専門家が専門とする相談・申請代行のみに限る。 *3 顧問報酬は契約書、臨時相談は相談に係る専門家の報告書がない場合は対象外とする。

④ 人材育成・リスクリング 経費

■ 経営者(および社員)のスキルアップを目的とした*1*2研修およびセミナー等の受講

■ *1*2業務の遂行に必要な資格および免許等の取得、技術および技能の取得に関する経費

■ *1*2今後の業務内容もしくは新規分野拡充に伴うリスクリング費用

※リスクリングとは…新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させること

*1 受講した研修及びセミナー等のテキストを提出できないものは対象外とする。

*2 趣味・教養を身につけることを目的とする経費、技能・知識の習得を目的としていない経費、通常業務に係る費用、名刺交換会、交流会等、人材育成・リスクリング経費として認められない経費については対象外とする。

【その他 主な対象外経費】

交通費、宿泊費、飲食費、光熱水費、人件費、通信料、雑費等の間接経費、租税公課、振込手数料、送料、保険料、賃料・会場使用料、区外事業所に係る経費、自身が経営する会社への支払い経費、クーポン等の割引や各種ポイントで購入した経費、フリマアプリやオークションサイトで購入した経費、その他申請内容から事業に関係ないと読み取れる経費

経営安定コース

■ 申請書類 ※原則郵送申請(レターパック等の記録が残る方法でご郵送ください)

No	法 人	個 人
1	補助金交付申請書(第1号様式)、別紙1、別紙2～7(申請する部分のみ)※1	
2	直近の法人都民税・事業税の納税証明書の写し(減免事業者の場合は、減免決定通知書)※2	直近の個人事業主の納税証明書の写し(非課税の場合は、直近の所得税確定申告書の写し)※2
3	履歴事項全部証明書の写し(発行3か月以内のもの、ネット取得は不可)	個人事業の開業・廃業等届出書の写し及び豊島区内の事業所が確認できる書類※4
4	補助対象経費の支払いおよび内訳が確認できる書類(コピー可)※3	
	■ 現金払い	領収書またはレシート(以下のとおり宛名書きがあるもの) 法人:会社名または代表取締役名のみ有効 個人:屋号または個人事業主名のみ有効
	■ 振込払い	ご利用明細票・振込依頼書・通帳の該当箇所の写し など
	■ ネットバンキング払い	入出金明細照会、実行結果 など (申請者と取引相手、取引金額が分かるもの)
	■ クレジットカード払い	利用明細またはWEB明細、領収書 など
5	返信用封筒 ※書類審査終了後に「交付決定通知書」送付用に使用いたします。 (申請者の郵便番号・住所・氏名を記載し 110 円切手 を貼付した、長形3号サイズ)	

◆申請時の注意事項【必ずご確認ください】

内容を修正する場合は、訂正印をお願いします。消せるボールペン及び修正液は使用しないでください。

※1 代表者印を2か所押印してください。(法人は代表取締役印、個人は代表者印)。

※2 「**領収証書**」は不可です。新型コロナウイルスの影響などのご事情があり、徴収(納税)猶予を受けている場合は、徴収(納税)猶予許可通知等の写しを提出してください。創業まもなく、決算期未到来の場合は提出不要です。

※3 個人事業の開業・廃業等届出書に豊島区内の事業所住所が記載されている場合は、個人事業の開業・廃業等届出書のみご提出ください。豊島区内の主たる事業所が確認できる書類は、事業所の記載がある確定申告書の写し・賃貸借契約書の写し・営業許可証の写しなどを指します。

※4 法人の場合は、役員や従業員等の個人名義で支払った経費は対象外です。個人の場合は、代表者名義に限ります。

1. 概 要

複数の事業者同士が「団体(グループ)」を形成し、各々が持つ知識、技術、経験等を活かした新たな商品や開発の支援を目的に、必要な経費の一部を補助します。

【こんな方におすすめ】

- ✓ 事業者コラボによる商品やサービスなどの開発を希望する方、予定している方
- ✓ 専門相談員による「販路開拓・拡大」に関する助言を受けたい方

2. 対象者 以下の要件を全て満たしている必要があります。

- ☐ 団体構成員全てのものが、中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者であり、大企業が実質的に参画していないこと(個人事業主も対象です)。
- ☐ 団体構成員の半数以上が、個人事業主の場合、個人事業の開業・廃業等届出書を提出しており、区内に主たる事業所を有していること。法人の場合は区内に本店登記地を有すること。
- ☐ 上記のうち、区内の中小企業者については、区内で引き続き 3 か月以上事業を営んでいること。
- ☐ 団体構成員の全てのものが、直近の法人(個人)都民税、事業税を滞納していないこと。
- ☐ 団体構成員の全てのものが、フランチャイズ契約(一定の地域内で商標等の営業の象徴となる標識を用いて事業を行う権利を付与する契約をいう。)を締結して事業を営んでいないこと。
- ☐ 団体構成員の全てのものが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 条)第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体ではないこと。
- ☐ 団体構成員の全てのものが、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業その他区長が補助金の交付対象として社会通念上適切ではないと認められるものでないこと。
- ☐ 団体構成員の全てのものが、政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。
- ☐ 団体構成員同士が、親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係のある会社、役員および社員を兼用している会社、代表者の三親等以内の親族が経営している会社等)の関係にないこと。
- ☐ 団体構成員の全てのものが、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営んでいないこと。
また、以下のいずれかに該当する場合は、補助対象外とします。
- ☐ 本補助金を活用し開発する予定の商品やサービスが、すでに販売実績がある場合。
- ☐ 同一の対策用品を対象として、豊島区および他の公的機関から同種の補助金等の交付を受けている。
- ☐ その他区長が適切でないと認めるもの。

コラボチャレンジコース

3. 補助限度額

最大 20 万円(税抜)

※単価 1,000 円未満(税抜)の品は補助対象外です。

※補助対象経費が 1 万円未満(税抜)は補助対象外です。

4. 補助率

補助対象経費(税抜)の2分の1(千円未満は切り捨て)

5. 申請受付期間

【交付申請】

令和 7 年 5 月 12 日(月)から令和 8 年 1 月 30 日(金)17 時 まで

※ 受付期間中であっても、予定件数に達し次第終了します。

※ 終了時は区ホームページなどでお知らせいたします。

【実施報告書】

事業終了後から令和 8 年 3 月 13 日(金)17 時 まで

6. 申請の流れ



01.事前に団体の代表者(区内事業者に限ります)をお決めいただいたうえで、ビジネスサポートセンター「販路開拓・拡大」相談にて専門相談員からの助言・指導を受け、事業計画書を作成していただきます。

02.事業計画作成後、計画書等を添付のうえ、補助金の交付申請をしていただきます。

03.書類審査後に、交付決定通知書を団体の代表者宛てに送付します。

04.申請内容に基づき、事業を実施していただきます。

05.事業終了後、実績報告書をご提出いただきます。書類審査した後に、補助金交付額確定の通知を団体の代表者宛てに送付します。また、申請前にビジサポホームページ内「ビジサポパブリシティ」に開発された商品やサービス等についてご掲載いただきます。

※詳細:[https://toshima-biz.com/12 busipub 01kigyo.html](https://toshima-biz.com/12_busipub_01kigyo.html)

補助対象	備考(条件・対象外など)
① 「企画」経費	
■ 市場性の検証等に係る経費 調査・集計・分析等の外注経費、専門家への相談料 等	
② 「開発」経費	
*1 商品開発等に使用する原材料・資材等の調達に関する経費、試作品等の設計・製造・改良・加工・試験・分析に関する経費、専門家への相談料 等	*1 事業を実施するうえでの最低限の数量に限る。
③ *1 「販売」経費	
■ 広告宣伝費 ・チラシ、パンフレット等の外注経費、DM・新聞・雑誌・インターネット(SNSを含む)の広告掲載料 ■ 販売促進費 ・販促用ノベルティグッズ制作の外注経費、*2 見本市および商談会等の出展経費	*1 開発された商品やサービス等のPRが含まれていない場合は、補助対象外とします。 *2 装飾費用等も含みます。販売を主目的とした展示会等への出展は補助対象外とします。また、申請する経費は、展示会等出展コースで申請していないものに限る。
【その他 主な対象外経費】	
交通費、宿泊費、飲食費、光熱水費、人件費、通信料、雑費等の間接経費、租税公課、振込手数料、送料、保険料、賃料・会場使用料(見本市等の出展費用を除く)、区外事業所に係る経費、自身が経営する会社への支払い経費、クーポン等の割引や各種ポイントで購入した経費、フリマアプリやオークションサイトで購入した経費、その他申請内容から事業に関係ないと読み取れる経費	

■ 申請書類 ※原則郵送申請(レターパック等の記録が残る方法でご郵送ください)

No	法 人	個 人
■ 交付申請 ※事業を実施する前にご申請ください。		
1	申請前チェックリスト	
2	補助金交付申請書(3 添付書類に記載の書類もあわせてご提出ください)	
3	履歴事項全部証明書(発行 3 か月以内)	個人事業の開業・廃業等届出書の写し
■ 事業完了報告 ※事業終了後にご報告ください。		
1	事業完了報告書(5 添付書類に記載の書類もあわせてご提出ください)	
2	事業を実施したことが分かる書類(成果物の写真など)	
3	支払いが確認できる書類(振込明細、領収書など)	
4	ビジサポパブリシティ掲載申込書	

展示会等出展コース

1. 概 要

区内中小企業者に対し、展示会等の出展小間料及び装飾に必要な経費の一部を補助することで、新規顧客獲得や販路開拓・拡大をサポートします。

【こんな方におすすめ】

- ✓ 展示会等への出展が決まっている方
- ✓ これから出展する展示会等でブース装飾を行いたい方

2. 対象者 以下の要件を全て満たしている必要があります。

- ☐ 中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者であり、大企業が実質的に参画していないこと(個人事業主も対象です)。
- ☐ 個人事業主の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書を提出しており、区内に主たる事業所を有していること。法人の場合は、区内に本店登記地を有すること。
- ☐ 区内で 3 か月以上事業を営んでいること。
- ☐ 直近の法人(個人)都民税、事業税を滞納していないこと。
- ☐ フランチャイズ契約(一定の地域内で商標等の営業の象徴となる標識を用いて事業を行う権利を付与する契約をいう。)を締結して事業を営んでいないこと。
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 条)第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体ではないこと。
- ☐ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業、その他区長が補助金の交付対象として社会通念上適切ではないと認められるものでないこと。
- ☐ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営んでいないこと。
- ☐ 政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと。

また、以下のいずれかに該当する場合は、補助対象外とします。

- ☐ 同一の経費を対象として、豊島区および他の公的機関から同種の補助金等の交付を受けているもの、もしくは今後受ける予定があるもの。
- ☐ 対象期間内に開催する展示会に使用しない装飾費用。
- ☐ その他区長が適切でないと認めるもの。

展示会等出展コース

3. 補助要件(申請の制限)

- 同一事業者に対する補助金の交付は、同一年度で1回に限る。

(1人の方が複数事業を営んでいる場合、申請は法人個人問わず1事業者までに限る。)

補助金を受けようとするものの親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係にある会社、役員および社員を兼用している会社、代表者の三親等以内の親族が営んでいる会社等)との取引に要する経費ではないこと。

4. 補助対象期間(指定期間)

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払い及び出展・展示が完了するもの。

5. 補助限度額

最大 20 万円(税抜)

※単価 1,000 円未満(税抜)の品は補助対象外です。

※補助対象経費が1万円未満(税抜)は補助対象外です。

6. 補助率

補助対象経費(税抜)の2分の1(千円未満は切り捨て)

7. 申請受付期間

【交付申請】

令和7年5月12日(月)から令和8年1月30日(金)17時まで

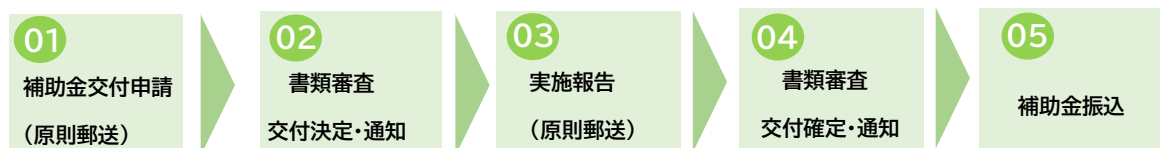
※ 受付期間中であっても、予定件数に達し次第終了します。

※ 終了時は区ホームページなどでお知らせいたします。

【実施報告書】

展示会等の終了後から令和8年3月31日(火)17時まで

8. 申請の流れ



01.展示会開催前に、補助金の交付申請をしていただきます。

02.交付決定後に、展示会へご出展いただく必要がございます。

03.申請は必着でお願いします。(令和8年4月1日以降到着のものは一律補助対象外)

04・05.書類審査の関係でお振込みまで2か月程度いただく場合がございます。

展示会等出展コース

補助対象	備考(条件・対象外など)
○ 展示会等出展 経費	
■ *1*2*3 展示会等出展経費 展示会等への出展小間料 ■ *1*2*3*4*5 出展ブース装飾経費 展示会等出展に係る装飾・電飾の外注経費 装飾及び電飾の施工費用 自社 PR に使うディスプレイ・モニター等の什器・備品レンタル費用	*1 本補助金における展示会等は、単独で行うものではなく、複数の企業が参加して行うもののみを対象とする。単独で行うものについては対象外とする。また、豊島区が主催・共催する展示会等については対象外とする。 *2 運営費用及び企画費用など、出展等に該当しない費用は対象外とする。 *3 オンライン展示会等への出展の場合は、当該展示会等に係る経費のうち出展料を対象とする。また、豊島区が主催及び共催する展示会等に係る費用は対象外とする。ただし、としま MONO づくりメッセについては出展小間料のみ対象外とし、出展ブース装飾経費は対象とする。 *4 什器・備品・ハード機器類・消耗品等の購入費は一律対象外とする。 *5 対象期間内の展示会等に利用する装飾及び電飾費用を対象とし、期間外の利用や利用したことがわかる写真を提出できない場合は対象外とする。出展時に利用するチラシやリーフレット、名刺、ノベルティ、自社商品等については対象外とする。また、装飾・電飾を自作した場合等に発生した材料調達費についても対象外とする。
【その他 主な対象外経費】	
交通費、宿泊費、飲食費、光熱水費、人件費、通信料、雑費等の間接経費、租税公課、振込手数料、送料、保険料、賃料・会場使用料(展示会等の出展費用を除く)、区外事業所に係る経費、自身が経営する会社への支払い経費、クーポン等の割引や各種ポイントで購入した経費、フリマアプリやオークションサイトで購入した経費、その他申請内容から事業に関係ないと読み取れる経費	

展示会等出展コース

■ 申請書類 ※原則郵送申請(レターパック等の記録が残る方法でご郵送ください)

No	法 人	個 人
■ 交付申請 ※展示会に出展する前にご申請ください。		
1	補助金交付申請書(第 1 号様式)、別紙 1～4※1	
2	別紙 4 記載の各種提出書類※2	
3	直近の法人住民税・事業税の納税証明書の写し(減免事業者の場合は、減免決定通知書)※3	直近の個人事業主の納税証明書の写し(非課税の場合は、直近の所得税確定申告書の写し)※3
4	履歴事項全部証明書の写し(発行 3 か月以内のもの、ネット取得は不可)	個人事業の開業・廃業等届出書の写し 及び 豊島区内の主たる事業所が確認できる書類※4
5	返信用封筒 ※書類審査終了後に「交付決定通知書」送付用に使用いたします。 (申請者の郵便番号・住所・氏名を記載し <u>110 円切手</u> を貼付した、長形 3 号サイズ)	
■ 事業完了報告 ※展示会終了後にご報告ください。		
1	事業完了報告書	
2	事業完了報告書記載の各種提出書類	
3	返信用封筒 ※書類審査終了後に「交付決定通知書」送付用に使用いたします。 (申請者の郵便番号・住所・氏名を記載し <u>110 円切手</u> を貼付した、長形 3 号サイズ)	

◆申請時の注意事項【必ずご確認ください】

内容を修正する場合は、訂正印をお願いします。消せるボールペン及び修正液は使用しないでください。

※1 代表者印を2か所押印してください。(法人は代表取締役印、個人は代表者印)。

※2 法人の場合は、役員や従業員等の個人名義で支払った経費は対象外です。

個人の場合は、代表者名義に限ります。

※3 「領収証書」は不可です。新型コロナウイルスの影響などのご事情があり、徴収(納税)猶予を受けている場合は、徴収(納税)猶予許可通知等の写しを提出してください。創業まもなく、決算期未到来の場合は提出不要です。

※4 個人事業の開業・廃業等届出書に豊島区内の事業所住所が記載されている場合は、個人事業の開業・廃業等届出書のみご提出ください。豊島区内の主たる事業所が確認できる書類は、事業所の記載がある確定申告書の写し・賃貸借契約書の写し・営業許可証の写しなどを指します。

その他のご案内

■ 申請書類のダウンロード

【開業支援コース】

<https://www.city.toshima.lg.jp/122/machizukuri/sangyo/kigyo/019176.html>



【経営安定コース】

<https://www.city.toshima.lg.jp/122/machizukuri/sangyo/kigyo/019174.html>



【コラボチャレンジコース】

<https://www.city.toshima.lg.jp/122/machizukuri/sangyo/kigyo/019175.html>



【展示会等出展コース】

<https://www.city.toshima.lg.jp/584/machizukuri/sangyo/kigyo/2504031539.html>



■ 問い合わせ

【本補助金に関すること・申請先情報】

豊島区 産業観光部 産業振興課 経営支援グループ 中小企業支援事業補助金担当

<住所>

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区庁舎 7 階

<電話番号>

03-4566-2742(直通)

<受付時間>

月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 8 時 30 分～17 時 15 分

【ビジネスサポートセンターに関すること】

開業支援コース・コラボチャレンジコースの事前相談を利用される方は以下をご確認ください。

<住所>

同上(産業振興課内に窓口があります)

<電話番号>

03-5992-7022(直通)

<受付時間>

月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 9 時 30 分～16 時 30 分

<予約方法>

ビジネスサポートセンターの WEB 予約サイトより相談予約をお願いします。

予約サイト:<https://reserva.be/toshimabsc>

※連絡事項欄に「ご希望の補助メニュー」についてご記入をお願いします。

(例)開業支援コース補助金の事前相談を希望 など

